

第2回産業廃棄物技術検討会における指摘事項と対応状況

平成26年5月25日

環境省廃棄物・リサイクル対策部

1 受入管理

指摘事項	対応状況
廃棄物の放射能濃度の確認方法について、試料の調査単位を示した方がよいのではないか。	以下の記載を追加する。 放射能濃度の測定は、「汚染状況調査方法ガイドライン」に従って、搬出頻度、廃棄物の性状等に応じて区分した一つの調査単位から複数の試料を採取し、それらを混合したものについて実施する。 ※実施要綱「4.2 対象廃棄物の管理（P.130）」に記載。

2 運搬対策

指摘事項	対応状況
事故時に運行管理責任者が現場を立入禁止にするとあるが、交通規制は警察や道路管理者が行うものではないのか。	以下のとおり修正する。 運行管理責任者は、警察、消防又は道路管理者等と連携し、一般公衆の被ばくを防ぐために必要な対応（車両運転者等への指示、関係者との連絡調整等）を行う。 車両運転者等は、道路管理者や警察等が立入規制を実施するまでの間、安全を確保するため、発煙（発炎）筒及び三角板を設置し、二次災害の防止に努めるとともに、現場に車両や人が近づかないよう誘導したり、屋内に退避するよう喚起したりするなどの対応を講じる。また、道路管理者や警察等が実施する事故現場の立入規制等に協力する。 ※実施要綱「4.7.3 退避及び二次災害防止措置（P.144）」に記載。
セメント固型化施設をエコテック敷地外に設置することにより、走行距離や車両台数が増えるが、事故時評価ではその点が考慮されているか。	セメント固型化施設を敷地外に設置することを前提とし、のべ走行距離と台数の数値及び重大事故発生件数（全搬入期間あたり）を修正する。 ※実施要綱「5.1.4 事故時の評価（P.149）」に記載。

3 施設の管理運営

指摘事項	対応状況
<p>河川水水質モニタリングで、年1回の測定位置と異常発生時の測定位置が異なる理由は何か。</p> <p>なお、測定結果を情報発信する際は、分かりやすさに留意して対応してほしい。</p>	<p>河川水水質モニタリング位置のうち4箇所は年1回の測定を行い、それらの結果に異常があった場合に別の2箇所で追加測定を行う旨修正する。</p> <p>※実施要綱「3.5 環境モニタリングの実施 (P. 106, 109)」に記載。</p> <p>モニタリング結果の意味・評価などを含めて分かりやすい情報提供に配慮する旨追加する。</p> <p>※実施要綱「3.11 リスクコミュニケーション (P. 128)」に記載。</p>

4 その他

指摘事項	対応状況
<p>既存廃棄物層はもともとしっかりした支持力があり、構造上、安全性が確保されているので本来は補強対策は不要であるが、工法自体も多くの実績があり、環境省が示した補強対策は対応として評価できる。</p> <p>補強にあたっては、全体の安定性に留意して対応すべきではないか。</p>	<p>既存廃棄物層の上面にジオグリッドを敷設すること等を追加する。</p> <p>※実施要綱「2.7.1 埋立廃棄物層の構成 (P. 48, 49)」及び「3.3 埋立作業における品質及び施工管理 (P. 94)」に記載。</p> <p>埋立方法や埋立対象廃棄物等を変更する場合は、改めて安定性の確認を行った上で埋立処分を実施する旨追加する。</p> <p>※実施要綱「2.8 安定計算 (P. 76)」に記載。</p>